

監査公表 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和 3 年(2021 年) 3 月 17 日

湖南省監査委員 渡 邊 悦 夫
同 松 原 栄 樹

定 期 監 査 結 果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・令和 3 年 1 月 18 日・19 日・21 日

2) 監査対象

・教育部

教育総務課、学校教育課、生涯学習課、図書館

・総務部

総務課（選挙管理委員会）、財政課、税務課、収納課、人権擁護課
生活環境課、市民課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、令和 2 年度（令和 2 年 11 月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果性を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められる。

全庁的な課題として、時間外勤務時間が突出して多い職員が存在する。従前より指摘しているが、職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直し・工夫を行い更なる時間外勤務の削減に努められたい。

各課においては、下記のとおり改善点を記述する。

教育部

1) 教育総務課

- ・学校に設置されている公衆電話料金の取り扱いについて、これまでの管理の仕方に問題が見受けられた。定期的な料金回収を行い、歳入事務を行うよう指導するとともに整理の仕方を把握されたい。
- ・各学校に設置されているAEDについて、確実に点検を行うよう指導されたい。

2) 学校教育課

- ・県体等各種大会出場補助金に係る事務処理書類の一部に記載漏れが見受けられた。確認をお願いする。

3) 生涯学習課

- ・時間外勤務時間について、特別定額給付金の給付事業によるものについては主管課の業務と分けて整理しておく必要がある。

4) 図書館

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による利用時間等の制限もあるとのことであるが、移動図書館や電子図書の活用など図書館サービスの充実に努められたい。

総務部

1) 総務課（選挙管理委員会）

- ・公有財産使用許可について、設置料が未入金となっているものが見受けられるので、請求等の事務を適切に執行されたい。
- ・コピー機料金及び公衆電話代金の歳入事務について遅滞が見受けられる。少なくとも3か月程度の定期的な回収に努められたい。
- ・時間外勤務時間について、特別定額給付金の給付事業によるものについては主管課の業務と分けて整理しておく必要がある。

2) 財政課

- ・行政改革推進事業の報酬の執行率が低い。行政改革懇談会の委員の人数が当初の予定から減員となったとのことであり、補正予算で適切に対応されたい。

3) 税務課

- ・これまでから電子申告や郵送での確定申告を促すとしてきたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点からもさらに電子申告等の推進に努められたい。
- ・時間外勤務時間について、特別定額給付金の給付事業によるものについては主管課の業務と分けて整理しておく必要がある。

4) 収納課

- ・特になし

5) 人権擁護課

- ・松籟会館整備事業の委託費について、予算額と契約金額の差が大きい。入札に係る設計段階で変更があったとのことであり、補正予算で適切に対応された。

6) 生活環境課

- ・特になし

7) 市民課

- ・マイナンバーカードの申請等もあって窓口への来庁者が増加しているとのことであるが、待ち時間が長時間にならないように努められたい。